

●日常生活用具

日常生活用具費の支給(地域生活支援事業)

〈対象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、又は障害者総合支援法の政令で定める疾病（P64～68 ページ参照）に該当する人が、日常生活を容易にすることを目的として支給されるものです。対象については、障害の部位、等級により、細かい規定がありますので、詳しくは、事前に障害福祉課までご相談ください。

※介護保険対象者で介護保険にある項目は、介護保険からの給付・貸与になります。

〈内容〉日常生活用具対象種目（30～35 ページを参照）

〈自己負担〉利用者負担は、原則として日常生活用具費の1割を負担しますが、低所得者は無料となります。課税世帯の方は月の上限額が設定されます。

	区分	利用者上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	市民税課税世帯で本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万以上の場合	支給対象外

※所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳（※）での世帯全員
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者

（※）住民票が別々であっても、税制度または医療保険制度それぞれのなかで扶養の関係がある場合は、同一世帯とみなされます。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

日常生活用具対象種目

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
介護・訓練支援用具	<input type="checkbox"/>	特殊寝台	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者、及び寝たきりの状態にある難病患者等	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	<input type="checkbox"/>	特殊マット	3歳以上の知的障害の程度が最重度または重度の者	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したもの
	<input type="checkbox"/>		3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	
	<input type="checkbox"/>		18歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る)	
	<input type="checkbox"/>		寝たきりの状態にある難病患者等	
	<input type="checkbox"/>	特殊尿器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る)、及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの
	<input type="checkbox"/>	入浴担架	3歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	<input type="checkbox"/>	体位変換器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要する者に限る)、及び寝たきりの状態にある難病患者	介護者が障害者(児)の体位を変換させると容易に使用し得るもの
	<input type="checkbox"/>	移動用リフト	3歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者、及び下肢又は体幹に係る障害のある難病患者等	障害者(児)を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)
	<input type="checkbox"/>	訓練いす	3歳以上18歳未満で下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付けるもの
	<input type="checkbox"/>	訓練ベッド	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者、及び下肢又は体幹に係る障害のある難病患者等	腕又は足の訓練ができる器具を備えたものとする
	<input type="checkbox"/>	屋内移動設備	学齢児以上の歩行ができない、上肢・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	床に置いて、その機器の可動範囲内でつり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの、階段走行式のもの

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
自立支援支援用具	<input type="radio"/>	入浴補助用具	3歳以上の下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助し、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く）
		浴槽（湯沸器を含む）	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	
	<input type="radio"/>	便器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	手すりのついた腰掛け式のもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）
		頭部保護帽	知的障害の程度が最重度又は重度の者又は肢体不自由の身体障害者（児）又は難病患者等でてんかん等発作により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（レディメイド、オーダーメイド）
			精神障害者（児）でてんかん等の発作等により頻繁に転倒する者	
		T字状・棒状の杖	学齢児以上の下肢又は体幹、もしくは内部障害で、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚のもの
		移動・移乗支援用具	3歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で家庭内の移動等において介助を必要とする者、及び下肢が不自由な難病患者等	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等（設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く）
		特殊便器	学齢児以上の知的障害の程度が最重度又は重度で、自らの排便の処理が困難な者	介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るもの（取替えにあたり、住宅改修を伴うものを除く）
			学齢児以上の上肢機能障害の程度が1級または2級の者、及び上肢機能に障害のある難病患者等	
		火災報知器	身体障害の程度が1級又は2級の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） 知的障害の程度が最重度又は重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） 精神障害者の程度が2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (視覚障害者…大音量で屋外にも知らせ得るもの　聴覚障害者…光を発するもの　肢体不自由…音で屋外にも知らせ得るもの。ほぼ寝たきり状態の方。)

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
自立支援支援用具	自動消火装置	自動消火装置	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液等を噴射し、初期火災を消火し得るもの
			火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	ガス安全システム	ガス安全システム	18歳以上の咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者（咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
			18歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	
	電磁調理器	電磁調理器	18歳以上の視覚又は上肢機能障害の程度が1級又は2級の者及び下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	障害者が容易に使用し得るもの
			18歳以上の知的障害の程度が最重度又は重度の者	
	音響案内装置	音響案内装置	学齢児以上の視覚の障害が1級又は2級の者（2級の者は、送信機のみに限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	屋内信号装置	屋内信号装置	18歳以上の聴覚障害の程度が1級又は2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る）	音、音声等を視覚、触覚により知覚できること（サウンドマスター、ベビーシグナル、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号等を含む）
	ルームクーラー	ルームクーラー	18歳以上の頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師により、体温調節機能を喪失したと認められた者）	障害者が容易に使用し得るもの
	空気清浄器	空気清浄器	18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
在宅療養等支援用具		透析液加温器	3歳以上の人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜灌流患者に限る）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの
		ネブライザー（吸入器）	学齢児以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの、及び呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		電気式たん吸引器	上記に同じ	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る）	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの
		音声式体温計	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		音声式血圧計	原則として学齢児以上の身体手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害等級が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		体重計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具		携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能もしくは言語機能障害者（児）、又は肢体不自由で、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		情報・通信支援用具	学齢児以上の上肢又は言語及び上肢機能障害の程度が1級又は2級の者（文字を書くことが困難な者に限る） 学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び保存機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの（障害者向けのパソコンコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトをいう）

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
情報・意思疎通支援用具		点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則視覚2級以上かつ聴覚2級以上）で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
		点字器	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		点字タイプライター	視覚障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれているもの）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		ポータブルレコーダー	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	録音再生機又は再生専用機であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		活字文書読み上げ装置	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもの
		視覚障害者用音声ICタグレコーダー	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、ICタグ等の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの
		視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能となる者	拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの
		時計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者	触読式、音声式視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
		聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		情報受信装置	聴覚障害者（児）で本装置により、テレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の映像を画面に出力し、災害時の緊急信号を受信するもの
		地デジ対応ラジオ	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	震災時の視覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		人工喉頭	学齢児以上の音声、言語機能障害者（児）で咽頭摘出等により、発声機能を喪失した者	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの
		フラッシュベル	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能障害の程度が3級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの
		会議用拡聴器	学齢児以上の、聴覚障害の程度が4級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの

種類	介護保険	用具の種目	対象者	備考
通 支 援 用 具 情 報 ・ 意 思 疎		携帯用信号装置	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語機能障害の程度が3級以上の者	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚できるもの
		点字図書	学齢児以上の視覚障害者(児)で主に情報の入手を点字によっている者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書
排 泄 管 理 支 援 用 具		ストマ装具	(1)ぼうこう、直腸機能障害者(児)で人工膀胱又は人工肛門の造設をしている者 (2)ストマ装具を装着できない者、又は高度の排尿機能障害もしくは排便機能障害のある者	(1)蓄便袋、蓄尿袋 (2)紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具
		紙おむつ	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で脳性麻痺等脳原性運動機能障害(概ね3歳未満までに発現した非進行性脳病変により、排泄の意志表示が困難な全身性の障害であるもの	紙おむつ
住 宅 改 修 費		収尿器	肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況である者	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置をつけるもの
	○	居宅生活動作補助用具(小規模改修)	学齢児以上65歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が3級以上のもの及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥住宅改修に付帯して必要となる改修 ⑦難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
	※	中規模改修	学齢児以上65歳未満の下肢または体幹機能障害の程度が2級以上のもの及び補装具として車いすの支給を受けた内部障害者	①居宅生活動作補助用具(小規模改修)において、給付の対象となる改修でお足りない部分についての工事②居宅生活動作補助用具(小規模改修)において、給付の対象をならない改修で、必要と認める工事(例)・浴槽の取替え工事・流しの取替え工事・玄関の床段差解消機の設置工事等

※40歳以上65歳未満の人で介護保険の対象となる人については、介護保険による保険給付を受け、なお給付が必要になる部分についてのみ、中規模改修を給付します。